

## 第1回岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会議事録

### 1 開会の日時及び場所

平成28年10月31日（月） 午前10時00分

岡崎市福祉会館 3階 301号室

### 2 出席委員

木全 和巳 竹中 秀彦 大原 好夫 加賀 時男 山田 美佐子

浅井 美智子 三浦 博幸 小野塚 和子

### 3 欠席委員

小原 淳 古田 学 田中 浩之

### 4 出席事務局職員

障がい福祉課長 内田 次夫 同班長 石井 順子

同班長 内田 久晴 同主査 上野 麻里恵 同主事 清水 武志

### 5 議事の要領

事務局 開会 挨拶

会長 相模原の事件を受けて、施設がどう対応したかが大事である。支援したり、

指示してほしい。岡崎のゼミ生が、岡崎はなぜこんなにグループホームが少

ないのか。一宮市と人口規模が同じくらいなのに、一宮市と比べると岡崎市

は少ない。ゼミ生が研究しているので、また結果を報告できると思う。

事務局 本日の会議から、岡崎市手をつなぐ育成会の山田美佐子委員が、新たに加わっていただくことになりましたので、ご紹介をさせていただきます。よろしくお祈いします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、木全会長にお願いします。

木全会長 それでは、議事を進めさせていただきます。本日の欠席は、古田委員、小原委員、田中委員の3名、委員11名中8名出席ということで、定足数に達しております。

議事に入ります前に、議事録署名者2名の選出について、お諮りします。

専門分科会長一任でご異議ございませんか。

委員 異議なし

議事録署名選出 加賀委員、山田委員

事務局 それでは、次第に従いまして、議事の(1)第1号議案「福祉の村みのりの家の事業変更について」事務局から説明をお願いします。

事務局 第1号議案「福祉の村みのりの家の事業変更について」資料により説明  
みのりの家では、現在、宿泊を伴う自立生活訓練を指定管理で、緊急一時預かり事業を市の委託事業で、日中一時支援を事業団の自主事業で実施しております。今回は、自立生活訓練の指定管理の事業を見直します。現在、利用者負担は、食材などの実費以外はすべて無料となっています。地域生活支援事業の任意事業の生活訓練等に位置づけ、国・県の統合補助金

の対象としております。利用定員は、5人で、2泊3日を1クールとして、2クール実施しています。

変更後は、夜の部分を、障がい福祉サービスの短期入所とし、昼間は、自立生活訓練とします。利用者に対するサービスの内容は変更しませんが、短期入所の実施により1割の利用者負担が発生する場合があります。

昨年度の実利用者125人について、短期入所を利用する場合、受給者証が必要になりますが、ほとんどの方が既に受給者証をもっておられますので、新たに発行しなければならない方は少ないと考えています。125人のうち、負担なし106人、情報なし7人、負担有12人となっており、負担なしの方については新たに負担が増となることはなく、負担有の方うち他の障がい福祉サービス利用により、既に上限まで負担している方は負担増がなく、上限まで負担していない方については一部の方が負担増となる見込みです。個別に上限に達しているか、いないかについては調査しておりませんが、障がい者団体をメンバーに含む自立支援協議会において説明し、了承をいただいております。

みのりの家の平面図ですが、現状のままでは、面積が短期入所を実施するための指定基準に満たないため、押し入れ3か所を改修します。押し入れをなくし、居室にします。布団等の保管場所は別に用意するなどして対応します。

以上が説明となります。みのりの家事業変更についてご審議ください。

木全会長 自立支援協議会でも検討されたということですが、委員の皆様、ご意見等をいただければと思います。山田委員は、直接関わって見えると思いますが、意見はありますか。

山田委員 事前に自立支援協議会の前に、育成会の会議で市から説明を受けています。内容が、今受けている生活訓練より質が下がるということであるなら賛成はしかねますが、そのままといことで、夜の部分だけということなら、そういう方針であるなら従いましょうということです。会員の中で小学生で利用している方がいますが、利用するからには、ただである必要はないので、利用負担が出て致し方ないという意見も聞いているので、案には賛成します。

木全会長 どのくらいの方が利用していますか。

事務局 現状は、年間100%の利用です。できるだけたくさんの方が利用できるように、事業団は配慮して、運営されていると思います。

木全会長 緊急一時預かりでは、日頃、埋まってしまっていると使えないということか。

事務局 今の生活訓練事業は、定員5名となっていますが、緊急一時の時には、日中一時の定員の枠の中で対応していただいているという状況です。短期入所と生活訓練については、定員は、5名で変わりません。

木全会長 事業団（県）の方は、短期入所はどのような状況ですか。

大原委員 空はありますが、利用率は、70%くらいです。日中一時を実施していて、他の事業所が土日とか実施していないときの、1泊のショートが集中している。平日はあいているが、土日が詰まっているという状態。2か月前から予約を取るが、固定化されている。また、一部ロングの方も入所できるまでということであって、ロングの方で1、2名。1か月で14、

15名の方が交代で利用されている。

木全会長 空いていれば、緊急対応も可能な状況か。

大原委員 そうですね。入院等されている方もありますので、空床ベットを使う場合もありまして、定員がオーバーしても、入院している方の費用を請求しなければ対応可能となっている。柔軟に対応しています。

木全会長 三浦委員のところはどうですか。

三浦委員 定員は、5名です。数的には、100%ですが、緊急で行う場合と、訓練で行う場合は、計画されているので、空いているときは利用可能です。精神障がいの方が体験利用で部屋を使うこともある。空床がないので、特例を使ったりすると、定員を超えてしまう。絶対数が足りない。もっと増えれば、考えていきたい。親亡き後のトレーニングのため広げたい。緊急時は、やりくりして対応している。

みのりの家の案をみると、定員2となっていますが、気の合う方なら良いが、知らない人同士での二人部屋は無理でしょう。

大原委員 利用者同士の相性や家族同士の相性など、調整をしなければならないところがある。配慮が必要になる。

木全会長 職員は何名泊まるのか。

事務局 現状は、2名です。法定では、1名が良い。

木全会長 1人は無理ですね。竹中委員は、病院だから関係ないですか。

竹中委員 知的障がいや発達障がいの方々が、行き場がなくて、施設からお願いされて、一定程度問題行動を軽減するための調整をする。強度行動障がい

が強い人は、どこの施設も入れてもらえないので、ロングショートをいくつも転々しながら、せざるを得ないという事例もあります。

木全会長 ロングショートの間合間の病院入院ショートみたいなものですか。

竹中委員 そうです。

木全会長 強度行動障がいが大変な人は、入所施設からの病院ショートみたいなものがありますから。

竹中委員 施設の事情も、われわれは理解しているが、医療の現場ではなかなか理解されない。長期の休みに施設の職員が少なくなるということで、依頼されることが多い。

木全会長 その他の方意見はありますか。

山田委員 制度を変えるということは納得はしているが、利用している方が事業団の村の施設に通っている方が多い、周知がされていない、もし空きが出た場合、村の施設に声をかけて埋めて体裁を整える。村の人が自由に使うということがあって、少し不公平感を感じるころがある。他の施設を使っている人も同じように利用できる仕組みがあってもいいのかなと思う。制度を変えるということと、利用方法を少し検討いただきたい。

木全会長 実情はどうか。お泊り練習のような形も含めて、なかで空を埋めてしまうと、事業団を使っていない本当に利用したい方が使えない。2か月前の受付で、誰もが公平に受け付けていくというような仕組みが必要ではないかということであると思う。

事務局 現状事業団では、ある一定期間の申込期間を設けて、行っているが、ま

だまだ周知が足りないかなと市も考えています。バリアフリー化がまだされていなかったので、身体障がいを伴う方はすくないですし、医療行為が必要な方は対応しておりません。

木全会長 相談支援の方が、理解していないといけない。

事務局 自立支援協議会やその下部組織もあるので、そちらで周知をしていただきながら進めていきたい。

木全会長 それで制度化するということですか。

事務局 はい。条例化しまして、市民に周知していきたい。

山田委員 男女の交互の利用は、比率からおかしいのではないか。

事務局 部屋に鍵が付いていないので、男女別々で、2泊3日で2クール行っている。職員体制も男女別々に対応する。以前別々でなくてもよいのではないかというご意見もありましたが、利用者のご意見も聞きながら、このような形になったと聞いている。今後利用者の意向に即して進めていきたい。

木全会長 こういった課題もある。自立支援協議会でショートステイのことを考えながら、市として全体で個々の特色を考え、やれるところで分担してやっていく。それでも足りない部分を今後どうしていくか考えていく。

事務局 市としましては、皆様の同意が得られれば、12月に条例を改正し、議会の承認を得まして、みなさんと運営の仕方について相談していきたい。来年の4月からスタートしていきたいと考えている。

竹中委員 分ける一番の理由はなんですか。

事務局 身体の方は、意識がしっかりしている。男性職員がオムツ交換をすると

かに抵抗がある。同じ介護をするということであるからどちらでもよいと思うが、利用者にまだ抵抗がある。

大原委員 年齢的にもいろいろとある年頃であり、親御さんからみても、同性介護を望まれる方がいると思う。

木全会長 職員も必ず、男女ペアにしておかないと同性介護ができない等勤務上の制約もある。

事務局 男性利用の時は男性職員が泊まる。女性利用の時には、女性職員が泊まる。福祉の村は、みのりの家しか宿泊がないので、女性職員が1名だと怖いということで、事業団は2名体制にしている。

木全会長 これについて承認いただける方は、挙手をお願いします。

(挙手)

原案通り承認されました。

次に、議事の2「地域生活支援拠点の整備について」事務局から説明をお願いします。

事務局 「地域生活支援拠点の整備について」事務局から説明

地域生活支援について、平成26年11月17日に開催された、障がい福祉サービス等報酬改定検討チームで使われた資料で説明します。地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化や高齢化などがある中で地域で暮らせるように地域の体制を整備しなさいというのが国から示されています。岡崎市としても平成29年度末までに、障がい福祉圏域で1箇所整備するというのを計画上の目標で作っています。地域生活支援拠点を具体的に説明すると、資



料の中に求められる機能として5項目あります。5項目を地域の中で作りなさいという内容になります。一つ目が相談機能、二つ目が一人暮らしの体験ができる機会とか場をつくる。三つ目が緊急時の受入体制、受入対応を支援する。四つ目が、人材育成などの専門性を地域の中で作っていく。五つ目が、地域の体制づくりという五つの機能を地域のなかで整備しなさいという内容になります。整備の方法として、国から二つ示されている。一つが拠点整備型で、5つの機能を一つの拠点となるところに全て持たせて体制整備をする、多機能拠点整備型。面的整備型は、五つの項目ですでに地域にあるものを使って、連携をもたせ、地域全体で拠点をつくっていくというのが面的整備型になります。岡崎市では、既存の社会資源を使った面的整備型を進めていこうと検討をしております。岡崎市の整備状況ですが、自立支援協議会の下部組織として地域移行支援専門部会があり、拠点整備をどのように進めていくか話し合っている。部会の更に下に、拠点整備についてのみ話し合う検討部会を昨年8月に立ち上げました。今年の6月までに5回会議を開催しています。五つの機能について、岡崎市でどのような課題があるか、社会資源があるか、どのようにしたら体制づくりができるか検討してきましたので、内容をまとめました。相談機能については、計画相談に迫られていて、相談体制の整備ができていないことが課題になっています。それに対する必要な仕組みとして、岡崎市としての相談支援体制（委託・特定・児童・一般・基幹）の再検討をしていくことが必要ではないかという意見を頂いています。次に、体験の機会・場について、余

暇を充実させるための体験利用の場がない。親元からの自立を体験できる場が少ないというのが課題となっている。それに対して、余暇活動の情報収集・情報発信・体験利用の機会を作っていく。具体的には、インフォーマルサービスであるボランティア活動であるとか、地域活動支援センターの講座内容を活用した余暇活動の支援ができないかという意見を頂いている。親元からの自立を体験できる場としては、今後機会を増やしていくとか関係機関への協力を依頼していくというのが必要な取り組みとしてあげられている。次に、緊急時の受入・対応についてですが、この項目が一番重要になってくると思う。緊急時に利用できる場が少ない、緊急時に受け入れる方の情報が少ない中で受け入れなければならない、また、受入をすると次の行き先が見つからないと、受け入れた事業所が抱え込まなければならない。警察、保健所、児相、障がい福祉課など関係機関の連携が不明確であるという課題がある。それに対して必要な仕組みとして、受入機関のルール作りとか本人の情報を取得できないか、関係機関が緊急時に集まれるルール作りができないかという意見を頂いている。4つ目として、専門的人材の確保・養成は、障がい者福祉計画等に記載されている「基本施策」や「具体的施策」を実現するための人材育成計画がないという意見をもらっている。今後、自立支援協議会や基幹相談支援センターの意見を頂きながら、人材育成計画を立てていこうと検討している。地域の体制作りについては、障がい者自立支援協議会を中心として体制作り、関係機関との連携を深めていく、ネットワークの構築を目指すという内容となってい

る。平成29年度末までに体制を1箇所整備しなければいけないということですので、まずは、面的整備として取り組んでいく。基幹相談支援センターを中心として、今後平成29年度以降も整備を検討していく必要があると考えている。9月の自立支援協議会にもこの検討の内容を議題としてあげている。この内容を基に、市と意見交換をしながら体制整備を検討していくとして、承認をいただいているので、審議会でも報告させていただきました。説明は以上です。

木全会長 意見交換をすればよいですね。来年の当初予算に計上しなければならぬですか。

事務局 それも踏まえて検討しましたが、面的整備を行うということだから新たに何かということではなく、緊急一時預かりでは、岡崎市ではサービスを使っていない方等に対して、障がい児者緊急一時預かり事業をすでに実施してしまして、もう少し充実させていくことは考えていますが、新たに予算を必要とするものではありません。

木全会長 面的整備の青写真はいつまでに

三浦委員 私も委員ですが、拠点整備で1つ作ってしまえば簡単ですが、建物ではなくて、地域で色々なサービスがあると、コーディネーターをする人が必要になります。それをつくる場合も、大きな法人がやれば良いが、やれない場合は、面的でやるしかない。今あるところで、相談もいろいろなことをやらなければならなくて大変である。地域移行で病院や施設に行くための人件費が欲しいと言っているが、それを基幹にもって行くかどこに

もって行くにしても、1人分の人件費は欲しいという意見は出ている。体験の機会については、親が見るだけ見て、だめだったから入所になってしまうので、日頃からやっていく。関わっている事業所の職員が、親に体験させるように声をかけてあげなければいけない。そうすることにより、体験の場を作って欲しいという意見が出てくる。体験の場があれば緊急時の時でも受け入れられますが、人件費がないので受け入れられない。人件費が出れば、受け入れるところはあるという意見は出ている。予算も、既存のもので上乗せする場合なかなか確保されずらいのか。やっていないところは、応援しないで黙っている。やっているところだけが真剣になっている。もう少し事業所同志で、専門的に必要かどうかとか、親の会や障がい者団体に言っていけば、つくらなければいけないという意見が出ると思う。実際に、虐待は動いているが、受けてくれるところがない。受けるところを増やしていけば十分対応できるし、相談も機能してくる。精神障がい者の23条の関係で、保健所は動いてくれているが、受入れてくれるところがない。病院が受けている。福祉でもできるはずですが。専門的人材というのはいるが、体験が少ないだけである。夜間や休日もやればよい。そうすれば、人材は育つ。とにかく、地域移行支援員人材と緊急時受入の費用負担を増やしてほしいということを意見として出した。あとは行政がどこまでやってくれるか。

木全会長 育成会では、急に親が倒れたりした場合の、地域生活拠点についてどんな話し合いをしていますか。

山田委員 育成会に入っている方は、子どもが障がい者であるということを、認識している方たちで、勉強もしているので、普段からいろいろな事業所を使ってみたりしているので、緊急で何か起こった場合どこに行ったらよいかという声は上がっているが、実際に困ったという声は聞いてない。

木全会長 岡崎市では、年間どのくらい発生しているのか。どのように対応しているのか。

三浦委員 通所の利用者で緊急の場合、兄弟も1日くらいしか見られない場合、長くなってしまっても、市は柔軟な対応をしてくれています。

木全会長 岡崎市は、緊急に対応できる場所がありますよね。

大原委員 事業所間の今の空き状況が、把握できないので、ネットワークで分かるとコーディネートする人も調整しやすいと思う。空き情報だけなので施設にとって問題ないと思うので、相談支援事業所がその情報をみることができるとよい。

木全会長 知的の人で、中軽度の人で日中サービスに通っている人は、その事業所が何とかするので心配はない。その職員が対応する。そこをボランティアにするのはかわいそうなので、知多は少しお金を出しています。難しいのは、行動障がいがある人で、親が倒れたりして見られなくなってもすぐの受け場がない。重心で医療的ケアが必要な人も病院でないと困る。精神は、病院があるので対応できる。今困っているのは、行動障がいのある人と、重心の人で、その他にサービスを全然使っていない人が困るが、知多では、まず中軽度の知的のある人から解決しようということで、サー

ビス等利用計画を作成するときに、緊急時の連絡先等を相談支援が聞くことにしている。聞いても、どうすることもできないケースを挙げて、その時の対応を個別に考えておくという積み上げを行っている。どのような整備を各市町で行ったら対応できるかを考えて青写真をつくる。その中で、岡崎市は、どうすべきか考えていく。とりあえず、区分だけ認定しておくことにより、生活状況が把握ができる。自立支援協議会で岡崎市は人口が多いので、全てをあたるとはできないが、いくつかのケースでシュミレーションをして、青写真をつくと良いのではないか。拠点は1つでなければならないわけではない。病院も含めて、組み合わせの中で、どこが得意で、緊急の時にどのようにできるか、それぞれのところでうまくやれるところとやれないところと連携しながら、加えるところという形で、市の中でイメージをつくらないとできない。また、とりあえず空情報がわかることを決めておき、市と一緒に動くようにする。しかし、夜中の場合どうするか、市役所は、守衛さんがいるので市役所で受け、緊急でなければ翌日対応する。というような絵をつくらなければならない。

事務局 国も、法が変わり制度も変わり、市も事業所もついていけない、利用者もサービスの状況がわからない。個別支援計画がすべて整ってできていればつながるが、ないものもあるのでつながらない。全体の青写真は難しい。相談支援事業所と問題点を解決していかないといけない。国は、30年に報酬改定をし、新しい給付体制をつくると言っている。介護保険と一緒にすると言っている。介護保険の統合支援サービスをつくったといこともあ

る。岡崎市が今困っているのは、行動障がいと重心の方です。行動障がいについては、事業所の負担軽減のために、市独自の加算をつくっているが、他市からは苦情がきている。医療的重心については、青い鳥に土地を無償提供する代わりに、行うような誓約をつくっているので対応してもらえると考えている。

木全会長 それらのことを誰でも見える化をすることが、重要である。岡崎市では、重心の人のことは、相談が受けたら、市と連携しながら青い鳥に繋げるというこが見えていればよい。青い鳥も緊急も含めて、受けるつもりでいる。重心の青い鳥を利用していない人も、緊急時には青い鳥が引き受けることが決まっていれば不安にならない。

事務局 相談の項目を挙げて、それがどこにつながるのか利用者にわかるようにしておく。

木全会長 親がもし自分に何かあった時には、こういう形で動いてもらえるとか、動いてほしいということ、相談や日中通っているところがわかっていればよい。

事務局 個人情報もあるので、本人の情報は、本人の同意に基づいて行っていく。岡崎市は幸田町と家康ネットワークを組み、本人の同意に基づいて、情報を入れていく。現在は老人が先に動いているが、最終的には、障がい者の事業所も入ってほしい。今年度立ち上げました成年後見センターが重要で、これがないと契約行為ができない。成年後見センターで成年後見人を設定して契約行為をしていくことが筋である。いずれは、法人後見、市民後見

を行っていきたい。

木全会長 行動障がい親に何かあった場合は、どうしているのか。

事務局 その状況による。病院に行かなければならない場合もあるし、在宅でヘルパーで対応できるようであれば、ヘルパー対応とする。必ず緊急となるとは限らない。基本的には虐待に関わるような場合になる。その部分については、市が対応していく。

木全会長 他市との違いは、相談事業所と相談しながら市の責任として、判断しながら動いているということですね。

事務局 すべて市の委託事業ですから市が責任を持ってやっていくということですね。基幹相談センターでも相談支援事業所でも、市の委託です。相談支援事業所や基幹の相談員さんから問題点を聞き取りながらよくしていく。それが全体的にまとまって、面的にもって行くということだと思います。

木全会長 今の話が、相談事業所や本人たちにわかりやすく伝わっていて、見える形になっていけば、それが面的な整備につながる。

事務局 困りごとの相談を全て出し合い、どこに相談すればよいかを決めていけばよいと思う。

木全会長 親に何かあった時には、それぞれの親も考えなければいけないけれども、どのように動いていくかということが大事だということですね。そういう形で、絵が少し書けていくと良いですね。期待していいですよ。

大原委員 いろいろな流れがある。いろいろなケースが出てくると相談支援事業所もわかってくる。



木全会長 パターンとしては、これくらいのものですよね。身体の方の場合、親が急に倒れても、普段から見ているヘルパーがいるのでその場はしのげる。緊急の場合の慣れたヘルパーがいるのか、複数いた場合、複数分のお金が付くのか、いつまで付くのかということが問題となる。

竹中委員 相談支援専門員がサービス等利用計画をつくり、親亡き後や緊急時にどうするかを聞き取り、アセスメントをすることがとても大事である。それを修正していくとニーズに繋がって、どれだけの量が必要か、必要になりそうか予測ができてくる。岡崎市の相談支援専門員の現状を見てみると、計画をつくるのが精いっぱい、地域移行をお願いしても、まったく日程の都合がつかない。精神科病院は、医療保護で入院した人には、退院支援委員会を開かなければならない、本人が拒まなければ、関係機関を集めて会議をなささいという仕組みに平成26年から法改正があったが、なかなか集まってもらえない。医療側も主治医の出勤日に合わせて担当の看護師とワーカーと日程調整をすると時間がかかるし、そこに関係機関と日程調整をすると、ほとんど予定が入っている。医療側の工夫は必要であると思うが、相談支援事業所の専門員がもう少し動けるような、業務の中身とかマンパワーを確保してほしい。個別の相談支援とか退院支援委員会とは別で対応はしていただいているが、専門員は大変そうである。

木全会長 困難事例に対応できる基幹を手厚くしていく必要がある。

竹中委員 福祉事業所も、基幹に情報を集約した方が良い。ネットを利用して、どこが空いているかなどの情報が見える化していくとよい。

木全会長 市は責任あるけれども抱え込まなくても良い形で、基幹を手厚くして、うまく連携しながら全体を見てもらえるような形で、ここをどうするかを来年度の福祉計画に盛り込んでほしい。

竹中委員 半田や蒲郡、豊橋、豊川にも地域移行専門員がいるので欲しい。精神だけではない。どこに配置するかという問題もある。基幹ですかね。

三浦委員 現状ですと、その予定で人を入れたとしても、同じところにいると、全体で力を入れていることをやってしまうので、基幹に入れることは良いと思うが地域移行支援専門員で1人工と書いていても0.5人工になってしまう可能性がある。それならば、指定の相談支援事業所で、精神又は知的が得意なところに配置することも一つの方法だと思う。

木全会長 複数いた時に役割分担ができていて、働けるように、基幹はみんながいないと、ケース検討もできないし役割分担も、スーパーバイズし合えない。一人職場は、とても危険である。

三浦委員 複数は必要であると思うが、ある程度の数となった場合に、そこを気を付けなければいけない。

木全会長 基幹の長の力量が大事である。

竹中委員 何らかのサービスを利用している方は、何らかの形でつながっているので良いが、障がい福祉課とつながりがない方が、とりあえず緊急で行くところがないという方の入院が多い。そういう方は、救急病棟へ一旦入っていただきますが、3か月で退院させなさいという決まりがあるが、とても3か月で退院させることができない。主に行動障害と知的の方が多いが、

とても困っている。

木全会長 逆にあるから何とかなるだろうと思って、地域で整備しないのかな。

竹中委員 医師から病院は福祉ではないと怒られる。今まで、歴史的に福祉サー

ビスの隙間を、司法の隙間を精神科病院が担ってきた。それが長期入院になっている。国からも指摘を受け、長期入院にならないようにしているが、強度行動障がいのある方は、なかなか施設も見つからない。専門スタッフがいて対応してくれるところが必要である。病院では、個室対応をせざるを得ないが、個室もあまりない。今の課題は、そこをどのようにしていくかである。

木全会長 あとは、自立支援協議会と市に任せればよいか。

事務局 意見だけいただければよい。岡崎としては、面的型で進めていきたい。

各一つ一つについては、強化していき、連携をとれば、今よりも良い形になるのではないか。

木全会長 福祉計画づくりより1年早まる形になる。24時間の対応は市がやるということか。

事務局 市が委託をしているので、市が行います。

木全会長 相談は24時間になっているということですね。

三浦委員 周知されていないということですね。地域移行専門員は、ぜひお願いしたい。

竹中委員 岡崎市の緊急時宿泊事業は、年間でどのくらい行われていますか。

事務局 現在、契約施設が4箇所です。実績としましては、27年度が2回緊急

の受入がありました。全体をみると。24年度が7回、25年度が4回、  
26年度が4回です。数的には、多くないです。

竹中委員 4回というのは、施設にお願いしていますか。

事務局 入所施設が2か所、ショートのところは1箇所、事業団で1箇所です。

木全会長 その他はよろしいですか。虐待の報告は、どうなっていますか。

事務局 こちらにはあげていませんが、県に報告しています。

木全会長 年度終わりか、年度初めにどんな相談があって、どんな動きをしたか  
などを皆さんに知っておいていただいた方が良いでしょう。

事務局 差別解消法もできましたので、件数、相談内容につきましては、逐次報  
告していきます。

木全会長 自立支援協議会の全体会と、この会の年度初めには、報告をしていた  
だきたい。

事務局 来年度のはじめに報告させていただきます。

木全会長 岡崎は、施設で虐待認定したものがありますか。

事務局 あります。

木全会長 虐待と差別の関係は報告して、委員の皆さんに知っておいていただい  
た方が良いでしょう。

事務局 虐待の報告件数は、減ってきている。当初は、なんでも電話がかかって  
きた。

木全会長 認定は増えているけど、通報は減ってきているということですね。

山田委員 通報は、事業所からですか。

事務局 通報は、事業所からもありますし、親からも、病院からもあります。

山田委員 育成会で勉強会を行ったのですが、親が言ったりすると、施設の中で犯人探しのようになってしまう、実際にはうまくいくような形になっていないという報告がありました。全国的にみると、その中でつぶされてしまう。

事務局 岡崎では、報告はあります。誰とは言わないが、施設に確認に行き、指摘するべきことがあれば指示を出します。犯人探しではない。

山田委員 事業所の中で、施設長がこんなことが外に出ては困るということで、もみ消してしまう。

事務局 それは、法律違反ですので、通報していただきたい。

木全会長 災害の時の安否確認で、サービス等利用計画の中に、安否確認のことや、どこの避難所に行くかを記載しておくとか分かりやすい。

大原委員 要支援者について、総代が把握している。変更があった時も連絡があった。

事務局 岡崎は、システム化していますので、病気とかも入っています。本人の同意のもと、消防との連携もとれています。

木全会長 総代が確認する人になっている。

小野塚委員 ボランティアとしてどのような活動ができるか、行政との隙間をどのようにしたら埋められるのかを考えながら参加しているが、うまくボランティアの活動として結び付けて行けないので、施設の方や行政の方からこういうボランティアがあったらよいという声を聞かせてほしい。

浅井委員 障がい者が誰であるかという公表がしてもらえないので、災害時要援護者の名簿で障がい者を確認している。

加賀委員 災害時の名簿に登録するように進めている。精神の方は出さない方が多い。

木全会長 その他、ご意見はあませんか。では、事務局に戻します。

事務局 ありがとうございます。

以上で本日の日程は終了しました。第1回障がい者福祉専門分科会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

## 5 閉会の日時

平成28年10月31日（月） 午前11時45分

岡崎市社会福祉審議会運営規程第12条第2項の規程により、ここに署名押印する。

障がい者福祉専門分科会会長

---

障がい者福祉専門分科会委員

---

障がい者福祉専門分科会委員

---